

卒業の認定に関する方針

2026 年度学則及び授業科目等履修規程抜粋

医療創生大学歯科衛生専門学校

ディプロマ・ポリシー (DP)

教育理念・目標に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位（96 単位）を修得した学生に卒業を認定する。

- （１） 幅広い教養と専門分野についての十分な知識・技術を身につけ、それらを活用して口腔保健に関する基本的な問題を解決することができる。
- （２） 広い視野と思考力・判断力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態にも適切に対処することができる。
- （３） 社会に貢献できる人材としてふさわしい関心・意欲・態度を示すことができる。
- （４） 多様な考えやニーズを理解して、他者と円滑なコミュニケーションをとることができる。

学則

(卒業の認定)

第 29 条 卒業の認定は、第 22 条別表 1 に規定する全ての授業科目の単位の認定を受けた者に対して、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。

- 2 全ての授業科目において欠席日数が出席すべき日数の 5 分の 1 を超える者は、卒業を認めない。
- 3 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者は、卒業を認めない。
- 4 その他卒業の認定について必要なことは、別に定める。

授業科目等履修規程

(卒業認定)

第 22 条 本校で定められた修業年限以上在学し、卒業までに必要とされる全単位を修得した場合、卒業を認定することができる。

- 2 全ての授業科目において欠席日数が出席すべき日数の 5 分の 1 を超える者は、卒業を認めない。
- 3 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者は、卒業を認めない。
- 4 本校に在学できる年限は、学則第 3 条第 2 項に示す範囲とする。ただし、在学期間に休学が含まれる場合の算定については、学則第 16 条第 3 項に従う。
- 5 卒業の認定は、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。